

1933(昭和8)年10月、逓信省の要請に基づき日本放送協会は、中央放送審議会(協会本部)と支部放送審議会(関東・関西・東海)を設置した。さらに1934(昭和9)年5月には逓信省の指導の下で、それまで各地方支部が行ってきた番組編成等の執行権を中央集権化するため組織の大改革を実施した。「子供の時間」もこの流れの中にあってほしいに自由な番組作りが制約されていった。『日本放送史 上』は当時の状況を以下のように述べている。

昭和六年満州事変が起こるに及んで、取締りは一段と嚴重の度を加えている。すなわち、昭和八年十月には、講演・ニュース・演芸等の種目いかんを問わず、①国体・政体・経済・道徳に関する極端な主義・理論・運動に関するもの、またはこれを推測させるようなおそれのあるものは、放送にとり上げない、②放送出演者の思想傾向に留意し、思想団体に関係ある者と否とを問わず、前記のような極端な主義を信奉し、または主義者を援助する疑いのある人物は排除する、③放送者の用語・口調は中正平調を旨とし、みだりに主観をまじえ、偏重的用語や激烈な口調の使用を禁ずる、など ―以下略― 注(1)

組織大改革に先立ち、逓信省と日本放送協会はラジオ聴取拡大のため、全国の聴取契約者を対象として第一回聴取調査を、1932(昭和7)年5月から8月にかけて、約123万枚の調査用紙を配布して大々的に行った。回答総数は358,039枚(29パーセント)であったという。集計結果は、1934(昭和9)年4月、逓信省・日本放送協會編『全国ラジオ調査報告 第一回』として出版された。

「調査の目的」は、「聴取の實相と聴取者の要望を知り、以て放送事業に對する指導精神を確立するに在る。」注(2)とある。「聴取者の要望を知り」とはあるが、真の目的は「放送事業に對する指導的精神を確立する」ためのものであった。注(3)

「子供の時間」の嗜好結果を「子供の時間」の担当者はどのように受け止めたのであろうか。『全国ラジオ調査報告 第一回』の「子供の時間」に対する「結論」は、「殊に童謡、唱歌の如きは、放送量の割合に比較して積極希望の多きを認める。但し児童劇に於いてのみは放送量の最高なる割合に聴取率も低く、希望の積極性に乏しいことは研究を要する。」注(4)というものであった。

『ラジオ年鑑 昭和9年版』に収録された昭和8年一年間の「子供の時間」の放送項目の割合は、音楽系(童謡唱歌14.5% 和楽0.9% 洋楽10.5%)25.9%、童話6.5%、演芸23.1% 子供の新聞14.5% 講話30.0%であった。注(5)演芸とは、「童話劇」「児童劇」「唱歌劇・歌劇」を意味する。講話はお話で、「訓育的講話」「学習指導及補習」「趣味的講話」に分かれるという。「実況描写放送」と「座談会放送」は、講話に集計されたと考えられる。

昭和8年、結果判明後の担当者の動きには、音楽系統(童謡、唱歌、児童音楽)を強化するのは当然として、子どもの聴取拡大を図るためには、演芸を魅力的にする必要があると考えた節がある。本論ではJOAK「子供の時間」担当者、関屋五十二を中心とした(東京)放送童話研究会の活動を明らかにすることで、その模索を明らかにしたいと考えている。

注(1) 日本放送協會編『日本放送史 上』昭和40年1月 190頁

注(2) 「イ 調査の目的」逓信省・日本放送協會編『全国ラジオ調査報告 第一回』昭和9年4月 2頁

注(3) 「「子供の時間」聴取調査の検討 ―1928年から1932年―」大阪国際児童文学振興財団研究紀要第38号 2025

注(4) 注(2)に同じ。90頁

注(5) 「「子供の時間」の放送」日本放送協會編『ラジオ年鑑 昭和9年版』昭和9年6月 176頁